

請 願 書

請願番号	第 7 号	受理年月日	令和7年2月17日
請願者	住所 ○○○○○○○○○○○ 代表者 上尾地域消費税廃止各界連絡会 事務局長 美由 勉		
紹介議員	新藤 孝子		
付託委員会	総務常任委員会	結 果	採択

1 件 名 国に「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書」提出を求める請願

2 要 旨 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書を国に提出してほしい。

3 理 由 令和5年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができない。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打切りを求められることが懸念されていた。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなった。

制度導入にあたっては、インボイス発行事業者になった場合に3年間は納税額を軽減するなどの税制措置や、税務署での相談体制の構築などの事業者支援措置が講じられてきたが、制度導入から1年が経過したが、小規模事業者などからは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えも噴出している。

また、エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めることができる状況ではない。

インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営をとりまく環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や市内の経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止すること

が最良の策であると言わざるを得ない。

よって、国においては、インボイス制度等の事業者に過度な負担を与える制度を早急に廃止することを強く要望する。

以上のことから、地方自治法第99条の規定に基づき「インボイス制度廃止」の意見書を国に対して提出することを求める。

## 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書（案）

令和5年10月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができない。そのため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値下げや取引の打切りを求められることが懸念されていた。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務付けられ、税負担と事務負担の二重の負担を強いられることとなった。

制度導入に当たっては、インボイス発行事業者になった場合に3年間は納税額を軽減するなどの税制措置や、税務署での相談体制の構築などの事業者支援措置が講じられてきた。しかしながら、制度導入から1年が経過したものの、小規模事業者などからは減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えも噴出している。

また、エネルギー価格や原材料費等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めることができる状況ではない。

インボイス導入後の小規模事業者等の苦境や昨今の経営を取り巻く環境に鑑みれば、国の支援措置の拡充だけではもはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や市内の経済の活性化の重要性を考えると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

よって、国及び政府においては、事業者に過度な負担を与えるインボイス制度を早急に廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年3月 日

上 尾 市 議 会